

下環施 第531号
平成22年5月11日

吉母管理場ごみ受付所来場者 各位

下関市環境部
環境施設課長
(公印省略)

吉母管理場 搬入廃棄物展開検査の実施について

平素より環境行政にご協力いただき誠にありがとうございます。

さて、下記要領にて、吉母管理場に於いても「展開検査」を実施いたします。展開検査の結果、搬入廃棄物に違反物が有った場合、**注意及び持ち帰り・改善計画書の提出**、状況によっては日数を定めた**廃棄物搬入停止等の処置**も検討中でございます。

吉母管理場の延命化及び廃棄物行政の適正化の為、皆様のご協力をお願いいたします。

記

- | | |
|--------|---|
| 1 実施日時 | 平成22年5月下旬以降実施 |
| 2 実施対象 | 搬入廃棄物に疑義が生じた場合
搬入廃棄物に違反性がある場合
車上での目視確認できない場合
吉母管理場職員が必要と判断した場合 |
| 3 検査者 | 吉母管理場職員が行う |

以上